

豊田市社会福祉協議会 ボランティア活動助成金 Q & A

Q 1 領収書はどのように提出すれば良いですか。

A 1 領収書は、台紙等に貼らずに、事業ごとかつ日付順でホッチキス留めしてお持ち下さい。

Q 2 領収書はコピーでも良いですか。

A 2 コピーでも可です。

また、領収書のコピーを提出する際のコピー代も助成の対象になります。その場合は事業ごとにコピーした領収書を分けてください。

Q 3 団体としての収支の全てを記入しないといけないのでしょうか。それとも助成金上限額の2万円を申請するために、4万円分だけの記載及び領収書添付で良いですか。

A 3 収支の全てを記入して下さい。

ただし、領収書添付は「助成を希望する4万円分のもの」で結構です。助成金以外の活動や経費がどのように使用されているか把握させていただくためにも、記入についてはお手数ですがご協力いただきたいと思います。

Q 4 収入で他の事業からの助成金があるのですが、申請できますか。

A 4 条件付で申請できます。

他の事業からの助成金を受けている場合において、その事業の要綱等に「他の事業からの助成金を受け取ることはできない」とある場合は申請できませんが、そうでなければ申請できます。

Q 5 会員から会費を徴収していないのですが、申請できますか。

A 5 会員の自己負担が一切ない場合は、申請できません。

ただし、「会費」という形での定期的な徴収がなくても、何らかの形で会員が費用負担をしているのであれば、それを自己負担額内の「その他の収入」とみなし、申請していただけます。自己負担額内の「その他の収入」とは、活動を行う際に臨時で集めた金額や、活動で必要となった経費を個人が負担した場合のものをさします。

Q 6 グループで毎月講師を招いて練習をしています。講師料は助成対象になりますか。

A 6 対象となります。

ボランティア活動を充実させるために目的をもって外部から講師を招いている場合は対象とします（メンバーの一員が講師となっている場合は対象外とします）。ただし、ボランティア活動を充実させるために講師を招いているという根拠が分かる資料（チラシ・事業計画・講師依頼文等）を領収書と一緒に添付してください。

Q 7 ボランティア活動をするために、定期的に練習をしたり、打ち合せをしたりする必要がありますが、その場合の会場使用料は助成対象となりますか。

A 7 対象となります。

ボランティア活動を更に充実・発展させるための打ち合せや練習での会場使用料は対象です。

Q 8 イベント等の参加賞を配ったのですが、助成対象となりますか。

A 8 対象となりません。

記念品や参加賞などボランティア活動に直接関係ないものは対象外です。

Q 9 申請可能金額の小数点以下は切り上げですか、切り捨てですか。

A 9 切り捨てです。

Q 10 ボランティア活動を行うために車両や電車で移動しますが、その時のガソリン代や運賃は助成対象となりますか。

A 10 交通費は、ボランティア活動の依頼主と交通費の支給について確認してください。依頼主に確認したうえで、支給されない場合は下記により対象となります。

車両の場合

車両の抛出者に団体から費用を支払ったことが分かる領収書を添付してください（いつ、どこの行事に行く為に、どこからどこまで移動したのかを記入）。ただし、ガソリン代の助成金対象経費は実距離で1 km あたり30円を上限とします。

電車の場合

電車を利用して移動した方に団体から費用を支払ったことが分かる領収書を添付してください（いつ、どこの行事に行く為に、乗車・下車した駅名を記入）。ただし、実際の乗車金額を上限とします。

（領収書作成例）

領 収 書	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇〇〇〇会（団体名）	様
金1,000円	
但し交通費（ガソリン代 藤岡飯野町～豊田市福祉センター）	
〇〇〇〇（個人名〈フルネーム〉）印	

Q 11 電話代やFAX代やメール代は助成対象になりますか。

A 11 対象となりません。

ボランティア活動のために使用したことを証明するための書類がないため対象となりません。

Q 12 団体に購入した備品は助成対象になりますか。

A 12 対象となります。

ただし、個人所有の備品は対象になりません。団体の所有の備品が対象です。

Q 1 3 他の団体から依頼された看板製作にかかる費用は助成対象になりますか。

A 1 3 対象となりません。
依頼主に費用負担をしていただいでください。

Q 1 4 NPO 法人とは別にボランティア活動を行っていますが、助成対象になりますか。

A 1 4 NPO 法人と別の活動ということであれば、法人とは別にボランティアグループ登録・保険加入し、通帳等を法人とは別にして下さい。

Q 1 5 企業名・学校名・地区名などが団体名に入っていますが、助成対象になりますか。

A 1 5 Q 1 4 と同様の取り扱いとします。

Q 1 6 行事に対する保険は助成対象になりますか。

A 1 6 対象となります。
ボランティア行事用保険は「行事に参加する者全員」が加入する必要があるため助成対象とします。

Q 1 7 ボランティア行事用保険が助成の対象になるのに対し、ボランティア活動保険が助成の対象にならないのはなぜですか。

A 1 7 活動保険は個人単位の加入で、行事用保険は事業単位の加入であるためです。
活動保険は、補償対象に「加入グループでのボランティア活動」だけでなく「加入グループ以外や個人で活動したボランティア活動」も含まれます。そのため、加入手続きはグループで行ったとしても、加入単位は個人であると考えられます。一方の行事用保険は、「指定した日に行われる特定のボランティア活動」に対して補償されるものです。よって、加入単位は事業であると考えられます。
以上のことから、事業単位で加入している行事用保険については助成の対象となりますが、個人単位で加入していると考えられる活動保険については助成の対象となりません。

Q 1 8 助成対象期間はいつからいつまでですか。

A 1 8 4月1日から翌年3月31日までです。

Q 1 9 使用料の支払い方法について、回数ではなく月ごとにまとめて支払うことになっています。その場合、添付する領収書は一括のものでよろしいですか。使用回単位に分ける必要がありますか。

A 1 9 一括のものを添付して下さい。
ただし、使用回数や使用日等の内訳が分かるよう明記して下さい。

Q 2 0 社協（福祉団体等）に寄付をしています。助成対象の経費に計上して良いですか。

A 2 0 助成対象になりません。
寄付はボランティア活動のための経費ではないためです。寄付により活動経費が不足する場合は、寄付の継続について団体内でのご検討をお願いします。

Q 2 1 他団体から委託を受けて助成金（委託金）を受けています。委託に基づいて活動した分の費用は、助成金の対象になりますか。

A 2 1 助成金の対象になりません。
委託業務に関わる費用は、委託金で賄うようにして下さい。

Q 2 2 会員が、通常の活動とは異なるボランティア活動を独自で行い、会の名前で領収書を受け取りました。その場合、助成の対象になりますか。

A 2 2 対象になりません。
会で行うと決めて実施した活動について対象となります。

Q 2 3 地元のイベントで模擬店を出店し、売上を得ました。この収入は計上する必要がありますか。

A 2 3 計上する必要があります。
「自己負担以外の収入」として計上して下さい。

Q 2 4 茶話会のために購入した茶菓子（対象外経費）の費用を、その茶話会に参加したメンバーで等分に負担しました。この経費は「会費収入」になりますか。

A 2 4 会費収入になりません。
対象外経費のみの費用負担を目的として徴収したものは、「自己負担額」として扱わずに、「自己負担以外の収入」欄の「その他収入」に記入して下さい。今回のケースであれば、「茶話会費」というような項目を追加して下さい。

Q 2 5 領収書を紛失しました。その支出について、助成の対象になりますか。

A 2 5 対象になりません。
領収書等により、支出した事実が証明できるもののみ、助成の対象となります。この場合は「対象外経費」として計上して下さい（支出した事実が第三者から見て明確な場合は、領収書等がなくても助成の対象とする場合もあります）。

Q 2 6 昨年度に鉛筆を購入したものの、事業内容の変更により全く使用せず、今年度の事業で初めてその鉛筆を使用しました。この鉛筆について、助成の対象になりますか。

A 2 6 対象になりません。
4月1日～翌年の3月31日までに実施する事業で使用することを目的に、購入したもののみ助成の対象となります。

Q 2 7 翌年度に借用する施設の使用料について、申請後1か月以内に支払わなければならないため、今年度中に費用負担が発生します。この使用料について、助成の対象になりますか。

A 2 7 今年度の助成としては対象になりません。
翌年度の事業であるならば、3月の支払いであっても翌年度の助成として申請してください。